

大分大学医学部附属病院腫瘍センターがんゲノム医療部門細則

平成30年5月28日制定

平成30年医学部附属病院細則第4-3号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院腫瘍センター細則（平成20年医学部附属病院細則第4-7号）第6条第2項の規定により、大分大学医学部附属病院腫瘍センターがんゲノム医療部門（以下「がんゲノム医療部門」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 がんゲノム医療部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 遺伝子パネル検査に関すること。
- (2) 遺伝カウンセリングに係る連携体制に関すること。
- (3) がんゲノム医療に係る情報の取扱いに関すること。
- (4) 手術検体その他の生体試料の保存に関すること。
- (5) がんゲノム医療に係る連携医療機関との連絡調整に関すること。
- (6) がんゲノム医療に従事する医療者に対する研修に関すること。
- (7) がんゲノム医療の業務に係る講習会等の情報提供に関すること。
- (8) がんゲノム医療部門の運営に関すること。
- (9) その他がんゲノム医療に関し必要な事項

(運営委員会)

第3条 がんゲノム医療部門の業務に係る事項を審議するため、大分大学医学部附属病院腫瘍センターがんゲノム医療運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) がんゲノム医療を専門とする医師 1人
- (2) 病理診断科・病理部の医師 1人
- (3) 医療技術部臨床検査部門の臨床検査技師 1人
- (4) 遺伝子診療室長
- (5) 遺伝カウンセリング技術を有する者 若干人
- (6) 遺伝子パネル検査の担当者 1人
- (7) がんゲノム医療に関係する診療科の医師 若干人
- (8) 医事課長
- (9) その他病院長が必要と認める者

3 前項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで及び第9号の委員は、病院長が指名する。

4 前項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

7 委員長は運営委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

9 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

10 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事務)

第4条 がんゲノム医療部門の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、がんゲノム医療部門に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この細則は、平成３０年６月１日から施行する。